

議案第24号

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年2月22日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

令和3年度からの介護保険料率等を改正するため。

石岡市介護保険条例の一部を改正する条例

石岡市介護保険条例（平成17年石岡市条例第118号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（保険料率）

第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次表に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ同表に定める額とする。

区 分	金 額（円）
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者	33,930
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者	50,900
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者	50,900
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者	61,080
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者	67,870
(6) 次のいずれかに該当する者 ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には0とする。以下同じ。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの	81,440

<p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</p>	
<p>(7) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第9号イに該当する者を除く。）</p>	91,620
<p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</p>	108,590
<p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該</p>	122,160

当する者を除く。)	
(10) 前各号のいずれにも該当しない者	142,520

2 前項の表中第1号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、20,360円とする。

3 前項の規定は、第1項の表中第2号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「20,360円」とあるのは、「33,930円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項の表中第3号に該当する第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「20,360円」とあるのは、「47,500円」と読み替えるものとする。

第11条中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附則に次の3項を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

12 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第8条第1項（表中第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項の表第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

13 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み

替えるものとする。

- 14 第12項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(保険料率に関する経過措置)
- 2 改正後の石岡市介護保険条例第8条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。